２～５　（略）

６　水産加工専門官は、水産加工業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（削る。）

７～10　（略）

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官、釣人専門官及び特定水産動植物対策官）

第五百三十七条　管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官四人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、漁場管理対策官一人、釣人専門官一人及び特定水産動植物対策官一人を置く。

２・３　（略）

４　沿岸・遊漁室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沿岸及び内水面における漁業の指導及び監督（取締りを除く。次条第二項第二号及び第四項第二号において同じ。）に関すること（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

５　（略）

６　資源管理指導官は、命を受けて、水産資源の管理に関する専門の事項についての企画及び指導に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

７～12　（略）

13　釣人専門官は、釣りその他の方法により遊漁をする者に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

14　特定水産動植物対策官は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十二条第一項に規定する特定水産動植物の密漁の防止に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

（捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官及び海外まぐろ・かじき情報調整官）

第五百三十八条　国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官五人、国際訟務官一人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人及び海外まぐろ・かじき情報調整官一人を置く。

２　捕鯨室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　捕鯨業及び海獣猟業の指導及び監督に関すること（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

３　（略）

４　かつお・まぐろ漁業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　かつお・まぐろ漁業の指導及び監督に関すること（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。

２～５　（略）

６　水産加工専門官は、水産加工業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務（水産加工雇用・労働専門官の所掌に属するものを除く。）を行う。

７　水産加工雇用・労働専門官は、水産加工業における雇用の状況及び人材の確保のための取組の実施状況に関する情報の収集及び分析並びに就労を目的とする外国人の受入れに関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

８～11　（略）

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官、釣人専門官及び特定水産動植物対策官）

第五百三十七条　管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官六人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、漁場管理対策官一人、釣人専門官一人及び特定水産動植物対策官一人を置く。

２・３　（略）

４　沿岸・遊漁室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沿岸及び内水面における漁業の指導及び監督（取締りを除く。次条第二項第二号及び第四項第二号において同じ。）に関すること。

二　（略）

５　（略）

６　資源管理指導官は、命を受けて、水産資源の管理に関する専門の事項についての企画及び指導に関する事務を行う。

７～12　（略）

13　釣人専門官は、釣りその他の方法により遊漁をする者に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

14　特定水産動植物対策官は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十二条第一項に規定する特定水産動植物の密漁の防止に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨情報企画官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官、海外まぐろ・かじき情報調整官及びまぐろ資源検査官）

第五百三十八条　国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官五人、国際訟務官一人、捕鯨情報企画官一人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人、海外まぐろ・かじき情報調整官一人及びまぐろ資源検査官五人を置く。

２　捕鯨室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　捕鯨業及び海獣猟業の指導及び監督に関すること。

３　（略）

４　かつお・まぐろ漁業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　かつお・まぐろ漁業の指導及び監督に関すること。